

医療法人達生堂 城西病院
介護職員初任者研修事業
講座指定学則

《 医療法人達生堂 城西病院 介護職員初任者研修事業 講座指定学則 》

（目 的）

第1条 少子高齢化の進展や世帯構造の変化により、介護人材の安定的な確保と資質の向上が急務となっている。また、在宅生活を継続するためにも家族介護力の強化も重要である。

医療法人達生堂 城西病院（以下、「当法人」という）介護職員初任者研修は、当法人がこれまで病院や施設運営で養ってきた高齢者福祉の知識や介護技術、人材、設備を活用しながら、専門的な職業人として職務に当たるうえでの基本姿勢、基本的な知識・技術を習得させること及び専門的な知識・技能を習得し、生涯働き続けることができるよう介護人材の育成を図ることを目的とする。

（名 称）

第2条 研修事業の名称は、次のとおりとする。

医療法人達生堂 城西病院介護職員初任者研修事業

（実施場所）

第3条 医療法人達生堂 城西病院2階病棟研修室
（茨城県結城市大字結城 10745-24）
社会福祉法人達生堂 特別養護老人ホーム ヒューマン・ハウス 2号棟1階ホール
（茨城県結城市大字結城 10767-19）
社会福祉法人達生堂 介護老人保健施設 すばる 1階ホール・2階ホール
（茨城県結城市大字結城 10780）

（研修期間）

第4条 平成30年6月02日～平成30年12月01日

（研修定員）

第5条 研修定員は20名とする。

（研修カリキュラム）

第6条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム」のとおりとする。

（専任講師氏名）

第7条 専任講師は置かない。

（研修修了の認定方法）

第8条 茨城県介護職員初任者研修に係る事業者及び研修指定要綱に定める所定のカリキュラムを全て修了し、「9. ところとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得が評価され、かつ修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された場合に修了証明書を交付し、修了認定を行う。

ただし、第11条の受講の取り消しに該当するものは修了を認めることができない。
修了の認定基準は、次のとおり理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、C以上の受講者が評価基準を満たしたものとして認定する。

※ 認定基準（100点を満点とする）

A = 90点以上、 B = 80～89点、 C = 70～79点、 D = 70点未満

評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

（受講資格）

第9条 次の者に受講資格を認める。

- ・ 心身ともに健康で介護福祉サービスに従事することを希望する方、及びすでに従事している方。
- ・ 未成年の方は保護者の同意が必要。
- ・ 介護の知識・技術を学び、家庭や地域活動に活用することを希望する方。
- ・ その他、当法人が認めた者。

（受講手続）

第10条 募集手続は以下のとおりとする。

- （1）当法人指定の申込用紙に必要事項を記載のうえ、期日までに本人確認資料をとともに添付して申し込む。ただし、定員を超えた場合は抽選とする。
- （2）当法人は、書類審査のうえ、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者あて通知する。
- （3）受講通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。

（欠席者の取り扱い）

第11条 理由の如何に関わらず、研修開始から15分以上遅刻した場合は欠席とする。

早退・途中退席は特段の事情がない限り認められない。また、病気その他の理由で欠席する場合は、前日までに事務局まで連絡をする。やむを得ない事情で当日になる場合は、講義が始まるまでに事務局まで連絡をする。

（補講の取り扱い）

第12条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められている者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

ただし、補講にかかる受講料については、科目内の1項目につき3,000円（消費税込）を受講者の負担とする。

（受講の取り消し）

第13条 次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- （1）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- （2）当法人の指示に従わないとき
- （3）故意に当法人あるいは実習先の施設の設備等を棄損したとき
- （4）研修の秩序を乱す者
- （5）その他受講者としての本分に反した者（修了証明書の交付）

(受講料)

第14条 受講料は、教材費、実習費を含めて30,000円(消費税込)とする。

(2) 医療法人達生堂 城西病院、社会福祉法人達生堂職員並びに関連会社の職員で、希望する職員については、20,000円の資格取得助成金を支給するものとする。

(使用テキスト)

第15条 研修で使用するテキスト：介護職員初任者研修テキスト(発行：(株)日本医療企画)とする。

(施行細則)

第16条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附 則)

この学則は平成26年 7月30日から施行する。

平成26年11月15日	第3条	実施場所追加(ヒューマン・ハウス)の変更を実施。
平成27年11月31日	第3条	実施場所追加(すばる)の変更を実施。
平成27年 2月 3日	第4条	研修期間の変更を実施。
平成28年 4月 6日	第13条	使用教科書の変更実施。
平成28年 4月 6日	第4条	研修期間の変更を実施。
平成29年 4月10日	第4条	研修期間の変更を実施。
平成29年 5月29日	第3条他	法人名改称 医療法人達生堂。(旧法人名 医療法人厚友会 城西病院)
	第3条	法人名改称 社会福祉法人達生堂。(旧法人名 社会福祉法人筑西会)
平成30年 3月 1日	第4条	研修期間の変更を実施。
	第11条	欠席者の取扱い付記。
	第12条	補講の取扱い付記。
	第12条	受講料 資格取得助成金支給対象者(関連会社職員)を追記。
	第12条	消費税についての記載付記。
	第14条	消費税についての記載付記。